商品概要説明書

積立式定期貯金＜エンドレス型＞

（２０１９年１０月１日現在）

商 品 名	・積立式定期貯金＜エンドレス型＞ 愛称：グリーン積立
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期　間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・自動振替により、1 か月、２か月、３か月、６か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 ・１回あたり１円以上 ・１円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利　息 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 （個人） ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 （法人） ・スーパー定期貯金＜単利型＞の約定利率を適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 （個人） ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 （法人） ・スーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用します。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・各預入分について満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により１年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 （個人） （１）預入期間が６か月未満 解約日における普通貯金利率 （２）預入期間が６か月以上１年未満 預入時の２年以上の約定利率×40% （法人） （１）　預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 （２）　預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×50% （３）　預入期間が 1 年以上 2 年以下の場合 約定利率×70%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 またＪＡバンク相談所（電話番号：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	－	

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 佐久浅間 金融部　（電話：0267-67-0610）